

● 総合目標5：我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。特に、我が国を含むアジア諸国が共に成長するため、アジアにおける「新成長戦略」を推進する

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、急速な成長を遂げているアジア地域において、環境やインフラ分野等で我が国の固有の強みを生かすこと等により、アジア全体の活力ある発展をさらに着実なものとしつつ、アジアの成長を日本の成長に結実させていきます。

本目標は、新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）や、その実行加速や強化・再設計を定めた日本再生の基本戦略（平成23年12月24日閣議決定）等の、以下に掲げる内閣の基本的な方針を踏まえ、特に重要な取組として推進していきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第179回国会 総理大臣所信表明演説

第180回国会 総理大臣施政方針演説

第180回国会 財務大臣財政演説

包括的経済連携に関する基本方針（平成22年11月9日閣議決定）

日本再生の基本戦略（平成23年12月24日閣議決定）

日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

該当なし

4. 平成24年度の事務運営の報告

施 策 総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

[平成24年度実施計画]

平成20年秋の金融・世界経済危機による世界的な景気後退に引き続き、平成23年夏ごろから、欧洲の政府債務問題の深刻化により、金融市場が不安定化し、経済の先行きへの不透明感が拡大しています。こうした中、国際金融システムの安定を実現し、更に、開発途上国における貧困の問題や地球温暖化をはじめとした地球環境問題やテロ・大量破壊兵器の拡散といった問題の解決を図ることにより、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すための取組を進めます。

このため、我が国は、G20、G7等における国際的な議論に積極的に参画し、国際機関および各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。また、我が国との関係が深いアジア諸国経済の持続的発展に貢献することは、我が国経済の発展にもつながる重要な取組であるため、ASEAN（東南アジア諸国連合）+3（日中韓）、APEC（アジア太平洋経済協力）等の多国間のフ

オーラムで主体的役割を果たしていきます。また、日中財務対話、日韓財務対話等の二国間の会議を通じて、アジア諸国等との関係を更に深化、拡大させていきます。

[事務運営の報告]

① 世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定に向けた国際的な取組への参画

イ 国際金融システムの安定（G20サミット、G7等を通じた取組）

我が国は、世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定に向けた取組に関し、G20やG7等における国際的な議論に積極的に参画しました。

平成24年4月19日、20日のG20財務大臣・中央銀行総裁会議においては、IMFの資金基盤強化に関し、我が国は直前の17日に先頭を切る形でIMFに対する600億ドルの融資枠の貢献を行う方針を表明し、各国に対し貢献を表明するよう促してきたところ、4300億ドルを上回る確実なコミットメントという、市場を安心させることができる規模の強化に合意できました。6月18日、19日に開催されたG20ロスカボス・サミットでも、中国、インド、ブラジル、ロシアを含め多くの国から具体的な貢献額の表明があり、最終的な資金基盤強化の総額は、同年10月のIMF・世界銀行年次総会において、約4,610億ドルとなりました。これは、IMF・G20にとって大きな成果となり、合意形成に大きな役割を果たした我が国に対し、IMFをはじめ各国から高い評価が示されました。

外国為替市場の安定に向けた取組に関しては、G7声明（平成25年2月12日）において、「為替レートは市場において決定されるべき」、「為替市場における行動に関して緊密に協議すべき」といった従来からのコミットメントを再確認するとともに、日本を含むG7各国の財政・金融政策が、為替レートではなく、「国内目的を達成することに向けられてきていること」、「今後もそうしていくこと」を確認しました。また、G20（20か国財務大臣・中央銀行総裁会議）、金融・世界経済に関する首脳会合（G20サミット）等の国際会議において、国際金融市場の動向や各国の対応等に関して議論を行いました。

また、資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止等促進に向け、我が国は、G7や、FATF（金融活動作業部会）における取組等へ積極的に参画しました。北朝鮮に関しては、累次の国連安保理決議に基づき、核関連計画等に関与する者に対する外為法による資産凍結等の措置を講じてきているところ、平成25年1月に安保理決議第2087号により指定された対象者に対し、資産凍結等措置を実施しました。テロリスト等に対しても、国連安保理決議を受けて、累次にわたり資産凍結等の措置を行いました。

□ IMF改革

平成20年秋の金融・世界経済危機後、IMFでは、主に危機予防を目的とした新たな融資制度の創設及び改善、資金基盤強化を行ってきました。我が国は、欧州政府債務危機等を受けた追加的な資金基盤強化の必要性に関するG20やIMF理事会等での議論に積極的に貢献し、上記①イの通り、平成24年4月には、IMFに対する600億ドルの融資枠の設定による資金貢献を行う方針を表明し、同年10月に融資契約の署名を

行いました。

IMFの機能強化等に関する議論にも、我が国は積極的に参画しました。IMFのサーベイランス（政策監視）の枠組みの見直しに関しては、世界経済・金融の相互連関性の高まりや一国の政策が他国に及ぼす波及効果（スピルオーバー）の増大といった世界経済の現状を踏まえ、サーベイランスの範囲を拡大すべきとの我が国の主張も受け、IMFは、平成24年7月、「統合サーベイランス決定」を採択し、スピルオーバーの分析の強化を行うことなどに合意しました。

② アジアにおける地域金融協力の推進

イ ASEAN+3財務大臣プロセスにおける地域金融協力の取組

平成24年5月開催のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、チャンマイ・イニシアティブに関しては、その有効性を高めるべく、規模の増額を含む現行の危機対応機能の強化、及び危機予防機能を柱とする強化策に合意しました。また、域内の経済監視を行う常設機関であるASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）に関して、更なる組織強化の検討及び国際機関化に向けた準備の加速に合意しました。

アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）では、平成22年11月に設立された、アジア域内企業の社債に保証を供与し、域内債券市場の育成に貢献する「信用保証・投資ファシリティ（CGIF）」に関して、保証案件の組成に向けた作業を進めました。

ロ APECの枠組みにおける地域金融協力の取組

平成24年8月のAPEC財務大臣会合（ロシア・モスクワ）において、金融リテラシーの向上や自然災害の影響に対応するための財政上・金融上の方策等、アジア・太平洋地域における経済・金融分野の協力について議論を行いました。

ハ 二国間における金融協力等

韓国及び中国との間では、財務対話を開催し、両国・両省間の協力等の議題に関して意見交換を行いました。平成23年12月に日中首脳間で合意された日中金融協力の強化に関しては、平成24年6月、東京市場と上海市場で円と人民元の直接交換取引が開始されました。また、インドとの間では、総額150億ドルの二国間日印通貨スワップ取極を平成24年12月に締結しました。さらに、ASEAN諸国等との二国間の金融協力強化の検討を開始しました。

③ 開発途上国の経済社会の発展

イ 途上国支援

我が国は、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成等に向けて、積極的に途上国支援に取り組みました。また、途上国にとって必要不可欠な経済・社会インフラの整備等のための有償資金協力を積極的に行なったほか、国際協力機構（JICA）の

海外投融資に関して、パイロットアプローチ案件を実施し、実施体制の検証と案件選択のルールの詰めを完了した上で、平成24年10月、本格再開を実現しました。なお、ミャンマーに関しては、同国の民主化等の進展を見守りつつ、我が国や国際機関等に対する延滞債務問題の解決に向け、全体的な道筋を付けていく努力を行いました。

□ 国際開発金融機関（MDBs）の強化に関する取組

国際開発金融機関（MDBs：世界銀行グループ、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行）は、途上国の開発支援のため、加盟国からの出資を基に市場からの資金調達を行い、これを原資として長期開発資金の融資等を行っています。また、欧州復興開発銀行（EBRD）以外での機関では、MDBs本体とは別に、低所得国向けに、先進国等の資金拠出を受けて、超長期・低利の融資やグラントを供与するウインドウも設けられています。

平成24年度においては、10月に東京で開催されたIMF・世界銀行年次総会の機会を捉え、仙台において、世銀と共に「防災と開発に関する仙台会合」を開催し、開発を進めるにあたって、防災対策が重要であることを確認しました。この点は、仙台ステートメントや世銀・IMF合同開発委員会のコミュニケにも盛り込まれています。

さらに、我が国は、途上国支援の効果向上を目的としたMDBsとJICAやJBICとの協調・連携をすすめ、MDBsの長所を我が国の開発援助に活用しています。例えば、平成24年度についても、ミャンマーの民政移管以降の様々な改革の進展を踏まえ、延滞債務問題を包括的に解決する道筋につき合意し、世銀・ADB及び我が国に対する延滞債務を解消し、本格支援が再開することで、同国が抱える延滞債務問題の包括的な解決が図られました。この他、平成24年10月、アフリカ開発銀行は、アジア代表事務所を東京に開設しました。今後、本事務所が我が国とアフリカ開発銀行の協力関係のさらなる発展に加え、アフリカとアジアの架け橋となることが、大いに期待されています。

ハ 地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組支援

気候変動や、生物多様性の危機等、将来の世代に重大な影響を及ぼすような地球環境問題が、国際的に大きな課題として取り上げられるようになっています。財務省は、外務省などの関係省庁と緊密に連携して、これらの影響に脆弱な開発途上国等における環境の保全・改善のため、二国間・多国間の協力を進めました。

二国間の協力としては、ベトナムなどの気候変動対策に取り組んでいる途上国に対して、JICAを通じて気候変動対策円借款の供与を行った他、JBICを活用して環境投資を支援しました。

多国間の協力としては、緑の気候基金（GCF）の詳細設計の議論に参加したほか、世界銀行の信託基金である地球環境ファシリティ（GEF）及び気候投資基金（CIF）を通じた支援に積極的に参画しました。なお、GEFに関しては、平成2

4年8月、石井菜穂子元副財務官がCEOに就任しました。

④ アジア成長戦略の推進

近年のアジア諸国の急速な成長を踏まえ、我が国のアジア市場における取引活動を拡大し、アジアの内需を日本の内需として取り込むことにより、我が国自身の成長機会を創出することが重要となっており、こうした観点から、新成長戦略の柱の1つであるアジア経済戦略に関して、財務省は、関係省庁と連携しつつ積極的に推進しました。

我が国システムの海外展開の促進をファイナンス面から支援すべく、STEP（本邦技術活用条件）案件の推進を含む、円借款の一層の積極的な活用に取り組みました。平成24年4月、JBICが日本政策金融公庫から分離して新たな組織となったことを受け、我が国企業による海外事業展開がより積極的に行われるよう、円高対応緊急ファシリティを積極的に支援すると共に、リスクマネー供給のため「海外展開支援出資ファシリティ」を創設するなど、財務省としても支援しました。

⑤ 第67回（2012年）IMF・世界銀行年次総会の開催

平成24年10月9日（火）から14日（日）にかけて、188の加盟国から財務大臣や中央銀行総裁をはじめとした、政府代表団、金融機関関係者、報道関係者など総勢約2万人の参加を得て、IMF・世界銀行年次総会を我が国で48年ぶりに開催しました。IMF・世銀との緊密な協力の下、年次総会に併せて様々な会合やセミナーを開催するとともに、多くの二国間会談を実施しました。これら会合においては、世界経済に関しては欧州債務問題等の主要課題への対応、開発に関しては、防災、雇用の創出、食料安全保障、中東・北アフリカ支援、保健医療等といった重要課題の有意義な議論を実現しました。また、会議の運営面においても、日本の技術や文化を紹介しつつ、多数の会合を円滑に実施することで、各国の参加者からも高い評価を得ました。

施 策 総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組

[平成24年度実施計画]

現下の経済情勢に鑑みれば、貿易拡大を通じた世界経済の成長が必要です。

財務省としては、我が国経済の成長と世界経済の持続的な発展のため、WTO（世界貿易機関）ドーハ・ラウンド交渉に引き続き積極的に取り組みます。財務省においては、この取組の中で、特に貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉を積極的に推進していきます。

また、我が国経済の成長・発展基盤の再構築のため、「包括的経済連携に関する基本方針」に沿って、世界の主要貿易国との間で、世界の潮流から見て遜色のない高いレベルの経済連携を積極的に進めていきます。

[事務運営の報告]

平成13年に開始されたWTOドーハ・ラウンド交渉が全体としては停滞する中、財務省が主に交渉を担当する貿易円滑化分野は、ドーハ・ラウンドにおいて唯一全加盟国による交渉が継続している分野となっており、財務省は同交渉に積極的に取り組みました。今後、交渉が妥結しWTO貿易円滑化協定が発効すれば、貿易円滑化分野でもWTOの

紛争解決制度による制裁発動が可能となり、この分野の規律の強化が見込まれます。

また、WTOドーハ・ラウンド交渉が膠着する一方、主要先進国・新興国間のFTA・EPAは広がっていく状況にあり、我が国においては、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に関する交渉参加の意思の正式表明、日EU・EPAに関する交渉開始の正式表明、RCEPに関する交渉開始の宣言、日中韓FTAに関する交渉開始の宣言及び第1回交渉会合の開催等の進展がありました。

今後仮にこれらの協定がすべて発効すれば、我が国の貿易量の84.6%がEPA・FTA協定の対象となります（現在の我が国のEPA締結国との貿易量は18.9%）。

財務省は、主に関税制度や税関行政を所管する立場から、EPA共同議長4省の一角として交渉に参加していますが、以上の通り平成24年度は、EPA交渉がこれまでになく大きく進展した年であり、こうした政府全体の取組に積極的に貢献しました。

5. 平成23年度政策評価結果の政策への反映状況

IMFやMDBsにおける日本人スタッフの増加を含む職員の多様性確保に関する取組については、政策目標6-1に記載しています。その他については「4. 平成24年度の事務運営の報告」に記載のとおりです。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

（1）最近の世界経済の動向

最近の世界経済の動向は以下のとおりです。

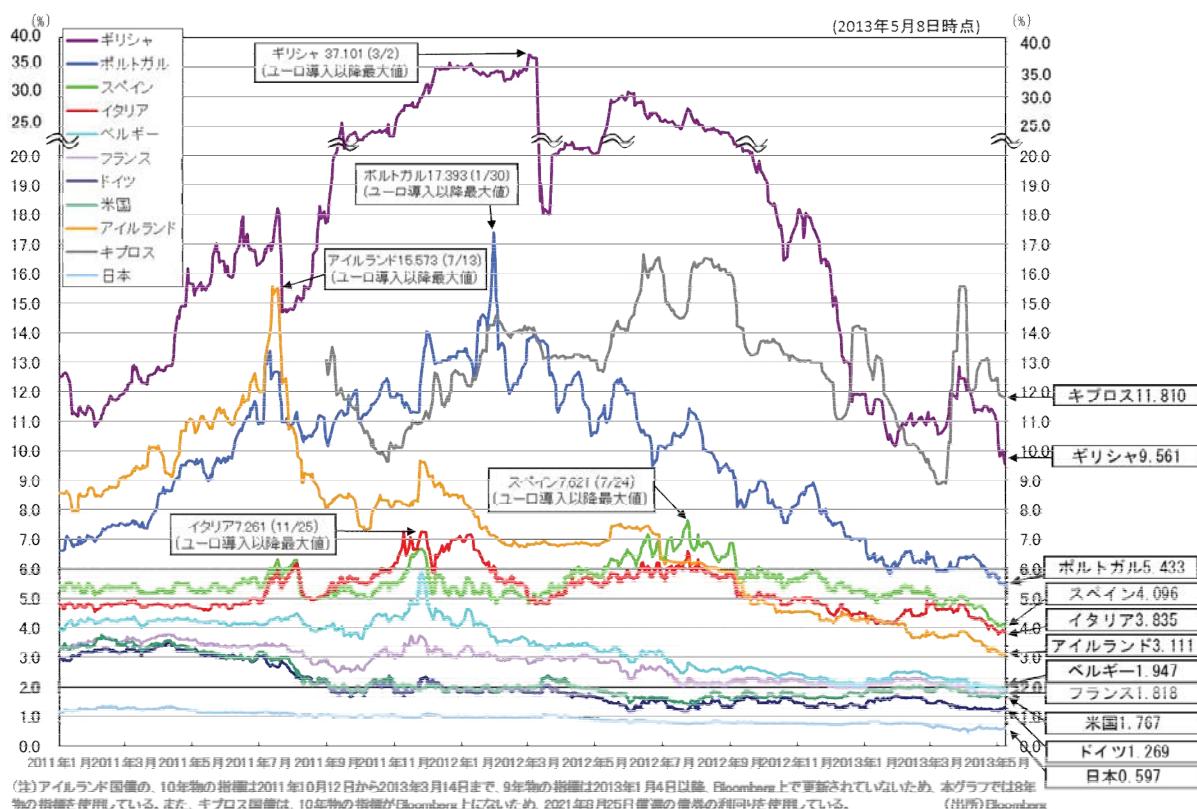
○参考指標 総5-1：最近の世界経済動向

	実質GDP成長率 (%)				消費者物価上昇率 (%)				失業率(%)				経常取支 (10億ドル)			
	2010	2011	2012	2013	2010	2011	2012	2013	2010	2011	2012	2013	2010	2011	2012	2013
世界	5.2	4.0	3.2	3.3	3.7	4.9	3.9	3.8	n/a	n/a	n/a	n/a	326.0	409.5	336.3	246.4
日本	4.7	-0.6	2.0	1.6	-0.7	-0.3	0.0	0.1	5.1	4.6	4.4	4.1	204.0	119.3	59.0	63.5
米国	2.4	1.8	2.2	1.9	1.6	3.1	2.1	1.8	9.6	8.9	8.1	7.7	-442.0	-465.9	-475.0	-473.5
ドイツ	4.0	3.1	0.9	0.6	1.2	2.5	2.1	1.6	7.1	6.0	5.5	5.7	207.0	224.3	238.5	219.2
フランス	1.7	1.7	0.0	-0.1	1.5	2.1	2.0	1.6	9.7	9.6	10.2	11.2	-40.0	-54.2	-62.9	-35.1
英国	1.8	0.9	0.2	0.7	3.3	4.5	2.8	2.7	7.9	8.0	8.0	7.8	-57.6	-32.8	-85.5	-106.0
ユーロ圏	2.0	1.4	-0.6	-0.3	1.6	2.7	2.5	1.7	10.1	10.2	11.4	12.3	64.5	78.4	221.4	294.9
中国	10.4	9.3	7.8	8.0	3.3	5.4	2.7	3.0	4.1	4.1	4.1	4.1	237.6	201.7	213.7	238.5
新興アジア	10.0	8.1	6.6	7.1	5.6	6.4	4.5	5.0	n/a	n/a	n/a	n/a	232.0	178.8	130.4	145.0
中年米	6.1	4.6	3.0	3.4	6.0	6.6	6.0	6.1	n/a	n/a	n/a	n/a	-60.7	-75.5	-99.5	-102.3
CIS諸国	4.9	4.8	3.4	3.4	7.2	10.1	6.5	6.8	n/a	n/a	n/a	n/a	71.9	112.3	85.3	53.8
サハラ以南アフリカ	5.4	5.3	4.8	5.6	7.4	9.3	9.1	7.2	n/a	n/a	n/a	n/a	-14.4	-17.6	-35.6	-46.2

（出所） IMF “World Economic Outlook” (2013. 4)

(<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2013/01/weodata/index.aspx>)

(新) ○参考指標 総5-2：欧州における国債市場の動向



(2) テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数は、平成24年度末現在、合計455個人・団体となっています。

○参考指標 6-1-8：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数（P316に掲載）

(3) 途上国の貧困削減状況

1日1.25ドル以下で生活する人口が1996年の1,704百万人から2008年には1,302百万人に低下する等、開発途上国全体の貧困削減に関しては改善が見られますが、地域的な進ちょく状況は一様ではありません。

○参考指標 総5-3：途上国の貧困削減状況

1日1.25ドル以下で生活している人口（数） (単位：百万人)

	1996年	1999年	2002年	2005年	2008年
東アジア・太平洋州	640	656	523	332	284
南アジア	631	619	640	598	571
欧州・中央アジア	18	18	11	6	2
中東・北アフリカ	12	14	12	10	9
サブサハラ・アフリカ	349	376	390	395	399

中南米	54	60	63	48	37
合 計	1,704	1,743	1,639	1,389	1,302

(出所) 世界銀行 World Development Indicators 2013
<http://databank.worldbank.org/data/download/WDI-2013-ebook.pdf>

(4) 我が国の貿易動向

平成24年の我が国の貿易動向に関してみると、輸出額は、63兆7,476億円（対前年比2.7%減）と連続の減少となりました。これは、海外景気の減速等を受け、中国及びEU向け輸出が減少したことなどによるものです。一方、輸入額は、70兆6,886億円（対前年比3.8%増）と3年連続で増加しました。これは、燃料価格の高止まり等を受け、液化天然ガスや原粗油が増加したこと等によるものです。

この結果、輸出額から輸入額を引いた差引額は、▲6兆9,411億円と2年連続の赤字となりました。

○参考指標 総5-4：輸出入額及び貿易バランス（対GDP比を含む）の推移

(単位：億円、%)

	平成20年	21年	22年	23年	24年	対前年比伸率
輸出額 (対GDP比)	810,181 (16.2)	541,706 (11.5)	673,996 (14.0)	655,465 (13.9)	637,476 (13.4%)	▲2.7%
輸入額 (対GDP比)	789,547 (15.8)	514,994 (10.9)	607,650 (12.6)	681,112 (14.5)	706,886 (14.9%)	3.8%
差引額 (対GDP比)	20,633 (0.4)	26,712 (0.6)	66,347 (1.4)	▲25,647 (-)	▲69,411 (-)	—

(出所) 財務省貿易統計、内閣府GDP統計

(注1) 輸出入額の対GDP比は、「輸出入額／名目GDP」で算出。

(注2) 平成24年の名目GDPは、第2次速報ベース。

(5) 関税負担率の推移とその国際比較

関税率の水準を示す代表的な指標としては、関税負担率（関税収入額の総輸入額に対する比率）があります。我が国の関税負担率は、国内産業保護の必要性にかんがみ比較的高い関税率が設定されている品目がある一方で、無税品目も多いため、参考指標 総5-5のとおり、主要先進国との比較において同等もしくは低い水準となっており、平成23年度においては1.3%となっています。

○参考指標 総5-5：関税負担率の推移とその国際比較

(単位：%)

年度	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
日本	1.4	1.3	1.2	1.4	1.3
米国	1.5	1.5	1.4	1.4	1.6
EU	1.4	1.4	1.2	1.4	1.1
カナダ	1.0	1.0	0.9	0.9	0.8

オーストラリア	3.1	3.0	3.3	2.5	2.8
韓国	2.4	2.7	1.9	2.2	2.2

(出所) 関税局関税課調

(注1) 年度は各国の会計年度（但し、EUは暦年）。

(注2) 関税負担率=関税収入額／総輸入額。

(注3) 諸外国の負担率に関しては、OECD「REVENUE STATISTICS」及び「Monthly Statistics of International Trade」を基に計算したものである。

(注4) EUの負担率は域外からの輸入額に係るものであり、関税収入額には農産品に対する輸入課徴金を含む。なお、EUの2004年から2007年までの数値は、EU加盟国のうち、OECDに加盟している19か国の各年における関税収入額と域外からの輸入額を用いて計算した関税負担率である。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

企画立案に向けた提言

① 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

我が国は、今後とも、G20、G7等の枠組みにおける議論・取組への積極的参画を通じて、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定、開発・貧困削減、気候変動、アジアにおける地域金融協力の強化やテロ資金対策等の諸問題への取組を行います。

また、国際会議等の場で、日本の経済・金融情勢等や経済運営の考え方などに関して、各国の理解が高まるよう取り組みます。IMFに関しては、危機予防・対処の両面からIMFが引き続き重要な役割を果たせるよう、我が国は、資金基盤の確保やサーベイラント機能の強化に関する議論に積極的に参画します。テロ資金対策に関しては、今後ともFATFやG7の協調等を通じて国際的な対策を積極的に講じます。

アジアにおける地域金融協力の強化に関しては、平成24年5月のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議（於：マニラ）においてチェンマイ・イニシアティブ（CMI M）の強化策に合意したことを受け、現行のCМИM契約及び実務ガイドラインの必要な改正を進めています。ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）に関しては、組織能力強化策の検討、関係国際金融機関との連携強化、AMROの国際機関化に向けた準備を進めています。また、アジア債券市場育成イニシアティブでは、信用保証・投資ファシリティにおける保証案件の組成等を進めてまいります。二国間金融協力の推進に関しては、日中金融協力に加え、ASEAN諸国等との間でも積極的に取り組んでいきます。

ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。

MDBsに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させるとともに、我が国の開発援助にMDBsの専門的知見や人材を活用していきます。また、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取組、援助効果の評価の推進を図ることにより、支援の効率性・有効性を高めるMDBsの取組を積極的に支援していきます。

気候変動に関しては、資金に関する国連の気候変動交渉をフォローするとともに、我

が国がこれまで行ってきた二国間・多国間の支援を引き続き実施していきます。

我が国のアジア市場における取引活動を拡大し、アジアの内需を日本の内需として取り込むことにより、我が国自身の成長機会を創出するため、財務省は関係省庁と連携しつつ、積極的に推進していきます。そのため、我が国システムの海外展開の促進のため、ＳＴＥＰ（本邦技術活用条件）案件の推進を含む、円借款の一層の積極的な活用やＪＢＩＣの投資金融などの枠組みの活用を通じて、ファイナンス面から支援していきます。

② 関税に関する国際的な取組

現下の経済情勢に鑑みれば、貿易拡大を通じた世界経済の成長が必要です。

財務省としては、我が国経済の成長と世界経済の持続的な発展のため、ＷＴＯ（世界貿易機関）ドーハ・ラウンド交渉に引き続き積極的に取り組みます。財務省においては、この取組の中で、特に貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉を積極的に推進していきます。

また、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進していきます。